

令和7年度 山崎浄化センター汚泥焼却炉排ガス測定結果

大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、山崎浄化センター汚泥焼却炉から排出する排煙量と排煙に含まれる規制物質の測定をしました。

(測定結果)

令和7年度においても例年どおり、硫黄酸化物は年6回、ばいじん他の項目については、年2回測定しました。下表のとおり、排出基準値及び排出許容限度を下回りしました。

試料名 (単位)	測定値						排出 基準値	排出 許容限度
	第1回 5月14日	第2回 7月22日	第3回 9月18日	第4回 11月6日	第5回 1月20日	第6回 3月11日	大気汚染 防止法	神奈川県 条例
ばいじん (g/h)	—	56	—	—	<12	—	—	513
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	<0.021	0.12	<0.045	<0.027	<0.025	0.320	—	2.07
窒素酸化物 (ppm)	—	6.8	—	—	5.8	—	250	—
塩化水素 (mg/Nm ³)	—	<5.9	—	—	<5.9	—	700	700
弗素、弗化水素及び 弗化珪素濃度 (mg/Nm ³)	—	<0.5	—	—	<0.5	—	—	2.5 (弗素として)
アンモニア濃度 (ppm)	—	1.9	—	—	<1.0	—	—	50
シアン濃度 (ppm)	—	0.3	—	—	0.2	—	—	10
カドミウム及び その化合物濃度 (mg/Nm ³)	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	0.5 (カドミウムとし て)
鉛及びその化合物 濃度 (mg/Nm ³)	—	<0.02	—	—	<0.02	—	—	10 (鉛として)
塩素濃度 (ppm)	—	<0.1	—	—	<0.1	—	—	1
硫化水素濃度 (ppm)	—	<1.0	—	—	<1.0	—	—	10
水銀濃度 (μg/Nm ³)	—	8.4	—	—	9.8	—	50	—